教職員による不祥事の根絶に向けて

~学校におけるわいせつ事故防止方策~

令和4年3月

北海道教育庁総務政策局総務課職員公務管理係

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 自身の理解につながる分析資料の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 ICTを活用した注意喚起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 ストレス軽減に向けた実践的取組(6)教職員のメンタルヘルス対策(7)管理職を対象としたマネージメント研修の実施(8)相談窓口(教師用)の活用促進	
4 児童生徒への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 児童生徒への接し方に関する指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6 学校単位での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7 北海道教育委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8 わいせつ事故の防止に向けた新たな取組方策一覧・・・・・・	6

はじめに

再三の注意喚起、意識啓発や厳しい処分にもかかわらず、教員による不祥事は後を絶たない。とりわけ、わいせつ行為は過去10年間(平成23年度~令和2年度)に71件発生し、そのうち自校児童生徒への行為は42件に達している。

一口に、「わいせつ行為」と言っても、生徒指導をきっかけとして男性教員が女子生徒と不適切な関係に陥ってしまうなど学校特有の事例もあれば、同僚間のセクハラ行為や学校外の痴漢行為など、直接教員としての立場と関わりのない場面で発生するものなど様々である。

こうしたわいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育 に対する保護者や地域の信頼を著しく失墜させる行為であり、日々の学校活動に悪影響 を及ぼしかねないものである。

そうしたことから、過去に自校児童生徒を対象に発生したわいせつ事故42件について、個別事案ごとに、加害者の供述書、聴き取り調書、事故報告書を使って検証を行ったところ、不祥事の発生原因として、

- ・教職員の児童生徒との性関係に対する理解不足
- ・教職員が相談等を行う際の児童生徒との距離感の誤認や判断誤り
- ・教職員のわいせつ行動の抑止や教職員のサポート体制の不足
- ・性癖等の個人の資質に対する対応

などが挙げられる。

わいせつ行為などの不祥事防止対策は、これまでも校内研修等において注意喚起、啓発を進めてきたところであるが、教育公務員としての使命と自覚及び公務員倫理の徹底が図られるよう、教員一人一人の心に響くよう取り組んでいくことが重要であるため、教職員を指導する際のアプローチの視点として、

- ・教員に求められる高い倫理観の保持とコンプライアンス意識の高揚
- ・未成熟な児童生徒を個人的に利用したり、関係性を持つことが教員として不適切で あることへの理解
- ・児童生徒に対する適切な距離感の正しい認識
- ・複数の教員による児童生徒指導、相談のあり方
- ・学校内の事故を抑止するシステムづくり

という観点から、次の7項目17方策について、既に実施している取組については工夫、 改善のうえ継続を、新規取組については教職員への周知徹底を図り、不祥事の根絶を図 るものである。

1 自身の理解につながる分析資料の作成

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	伏況
	継続			3 年度	4年度
		チェックシートを再構築	・教職員の心理状況を客観的に分	見直し	
1	継続		析できるような質問事項を盛り	>	活 用
			込んだチェックシートを作成		>
		研修内容の工夫・改善	・「ケース・メソッド」「ロールプ	検討	
2	継続		レイング」を導入することで、	→	実 施
			責任感、倫理観の高揚		>
		啓発資料の作成及び活用	・不祥事防止リーフレットの作成	検討	
3	継続			>	活 用
					

- ・ 自身の性格や行動等を深く認識するためや、性嗜癖の有無を自ら把握するためのチェックシートを作成する。自己の内面の振り返りに活用する。
- ・ 「ケース・メソッド」という手法を取り入れて、少人数のグループを作って、現実 に発生した事故を参考に問題を出し「なぜ起こったのか」「何が問題か」「どういうと ころが問題か」「あなたならどうするのか」など同僚間で討議することで、互いに自 己牽制が働き未然防止につなげていく。
- ・ 啓発資料を見て、一人一人の心に響くように情報を伝える工夫をすることで、わいせつ行為防止の効果を図るとともに、児童生徒への影響や法令遵守の要素を加えることで、様々な機会で活用できる啓発資料を作成する。

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	状況
	継続			3年度	4 年度
		心理学等の知見を取り入	・心理学やストレス耐性等の専門		実 施
4	新規	れた対策	的知見を取り入れた対策を検討	-	>

- ・ 道教委では、不祥事を起こした当事者から職員が聴き取りを行う場合、犯罪心理学の専門家でないため当事者の発言に基づき、事故の内容を時系列レベルに整理する程度であり、事故に至る心理的プロセスが十分に明らかにされたとは言い難い。
- ・ 今後、教職員の不祥事の要因として、感情をコントロールできずに、規範意識を失いわいせつな行為、窃盗、飲酒運転等に至った事案や重大事故に至ったケースを中心に、加害者の心理状況、不祥事の兆候、対人関係、職場環境などあらゆる面から検証することで、不祥事発生のメカニズムを解明し、心理学やストレス耐性等の専門的知見を取り入れた対策を検討する。

2 ICTを活用した注意喚起

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	
	継続			3年度	4 年度
		不祥事根絶ポータルサイ	・各学校が研究資料等にアクセス	開設準備	運 用
5	新規	トの開設	しやすい環境を整備。	>	>

・ 各学校や市町村教育委員会が研修等資料にアクセスしやすい環境を整備するため道教委HPに不祥事根絶ポータルサイトを開設し、過去の不祥事の分析を踏まえ、これまで作成した研修資料をさらに充実させ、校内研修時に活用できるようなを研修資料を各学校に提供する。

3 ストレス軽減に向けた実践的取組

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	犬 況
	継続			3年度	4 年度
		教職員のメンタルヘルス	・ストレスチェックの集団分析結	実 施	
6	継続	対策	果の活用など、職場における環		
			境改善の推進		
		管理職を対象としたマネ	・管理職向けチェックリスト、資	検 討	
7	新規	ジメント研修等の実施	料の作成や、新任教頭を対象と	>	活 用
			した研修会の実施		
		相談窓口(教職員用)の	・「心の健康総合相談室」の周知、	実 施	
8	継続	活用促進	活用		>

- ・ 福利課職員(保健師)を道立学校に派遣し、個々の職員に対して健康相談を実施したり、ストレスチェックの集団分析結果の有効的な活用方法等について指導通知を発出するなど、学校における環境改善を支援する。
- ・ 管理職員に対して、リスクマネジメントに関する優れた取組について情報提供や、 管理職員を対象としたストレスマネジメント研修を企画・開催する。
- ・ 教職員からのSOSを受け止めるため、既存の相談窓口の利用促進及び校内の相談 体制の構築する。

4 児童生徒への働きかけ

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	伏況
	継続			3年度	4年度
		スクールセクハラ等アン	・早期発見のため、アンケート調	実 施	
9	継続	ケート調査の実施	査の実施及び既存相談窓口の周		>
		相談窓口の活用促進	知		
		児童生徒への啓発	・発達段階に応じた啓発資料の作	検 討	
10	新規		成、児童生徒以外にも保護者を		一 活用
			対象にした啓発の実践		>

- ・ 教職員の児童生徒への不適切な行為について、児童生徒及び保護者を対象に調査 を実施、及び「子ども相談支援センター」、「ライン相談」、「こころの電話相談」、「北 海道いのちの電話」、「SACRACH」等既存の相談窓口について周知を図る。
- ・ 児童生徒の成長に合わせて、性的被害について教えていくために、今までの性教育とは違った観点として、自分の人権を守るという視点で、それぞれの発達段階に応じた啓発資料(リーフレット)を作成するとともに、児童生徒以外にも保護者を対象にした啓発を実践する。

5 児童生徒への接し方に関する指導

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	
	継続			3年度	4年度
11	継続	SNS等による個人的な やり取りの禁止の徹底	・教職員と児童生徒の連絡手段に ついて校内規定整備促進	実 施	>
12	新規	児童生徒理解の促進	・児童生徒対応に係る校内研修、 個別指導の実施。	検 討 ——	-> 実施 >

- ・ SNSは有効なツールだが、危険性があることを、事故に至った具体の内容を伝える ことで、教職員に対する指導を強化していく。また、児童生徒に対しても同様に周知 する方法について検討していく。
- ・ 児童生徒の心の問題や家庭環境に係るプライベートな相談について、一人で相談を 受けることで、児童生徒との距離感を誤り、恋愛感情が生まれやすいことについて、 研修等を通じて教職員の一層の理解を促す。

6 学校単位での取組

No.	新規	取組	方策・内容	進捗	
	継続			3年度	4年度
		セクハラ等相談窓口の整	・児童生徒や保護者が教員による	道立学校へ	実 施
13	新規	備	性被害等について相談できる校	周知	>
			内体制の構築	→	
		不祥事防止対策委員会の	・わいせつ、セクハラ事案等の早	道立学校へ	実 施
14	新規	設置	期発見に向けた校内体制の構築。	周知 .	>
				→	

- ・ 児童生徒のセクハラ等に関する一層の理解とともに、性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談できる体制を整備・周知 し、校内で組織的な対応を図る。
- ・ 職員のコンプライアンスの状況を把握し、服務研修を企画実施することにより職員 の不祥事を未然に防止するとともに、法に反する行為があった場合、適切に対応する ため不祥事防止委員会(服務規律委員会、校内倫理委員会等)を設置する。

7 北海道教育委員会の取組

No.	新規	取組	方策・内容	進捗状況	
	継続			3年度	4 年度
		教職員の採用段階におけ	・面接試験における工夫及び教職		
15	継続	る取組	員の採用時における経歴等の確	実 施	
			認		
		教員養成段階における取	・教員養成大学と連携した出前講		実 施
16	継続	組	座等の実施		>
		厳正な懲戒処分	・「懲戒処分の指針」について、		
17	継続		日頃から事故の内容や処分量定	実 施	
			を勘案し、改正を検討		 →

- ・ 採用選考検査の願書に賞罰欄を設け、面接時にその者の経歴等について十分に確認する。また、面接試験の評定内容を整理し倫理観を明示する。面接の際に教育公務員としての倫理観を含めて受験者を評価する。
- ・ 大学で教職課程を学ぶ際に、教員としての基本的な心構えとして、服務規律保持の 重要性や教師としての児童生徒への適切な接し方について指導する。
- ・ 不祥事、とりわけわいせつ行為を起こした教員に対して、道教委が定めた懲戒処分の基準に則り厳正な処分を行う。

8 わいせつ事故の防止に向けた新たな取組方策一覧

項目	キーとなる取組	主 な 取 組 方 策	内容・目的
1 自身の理解につ ながる分析資料 の作成	(1)チェックシートを再構築	■嗜癖に起因する不祥事の未然防止に向 けたチェックシートの作成	・自身の性格や行動等を深く認識するためや、性嗜癖の有無を自ら把握するためのチェックシートを作成し、校内研修等で 活用する。
O)TFAX	(2)研修内容や手法の工夫改善	■「ケース・メソッド」という手法を 導入	・「ケース・メソッド」という手法を導入し、これまでに発生した事故を題材に、少人数でディスカッションを通して不祥 事に対する考えを自分の口から同僚の前で発言することで自己牽制の効果を図る。
	(3)啓発資料の作成及び活用	■リーフレットの作成	・リーフレットを見て、一人一人に心に響くように情報を伝える工夫をすることで、わいせつ行為防止の効果を図る。 ・児童に対するわいせつな行為を禁止している法令の趣旨、児童生徒に与える影響を理解できる要素を加え、研修の場、様 々な機会で活用できるもの
	(4)心理学等の知見を取り入れ た対策	■不祥事の背景や要因分析に向けた新た な取組の実施	・教職員の不祥事の要因として、感情をコントロールできず、規範意識を失いわいせつな行為に至った事例を検証し、心理 学やストレス耐性等の専門的知見を取り入れた対策を検討する。
2 ICT を活用した 注意喚起	(5)不祥事根絶ポータルサイト の開設	■不祥事事案の背景・要因の見える化 による効果的な研修資料の提供	・各学校や市町村教育委員会が研修資料等にアクセスしやすい環境を整備するため道教委HP不祥事根絶ポータルサイトを開設する。・過去の不祥事の分析を踏まえ、これまでに作成した研修資料をさらに充実させ、校内研修時に活用できるよう不祥事根絶ポータルサイト通じて各学校に提供する。
3 ストレス軽減に 向けた実践的取 組		■ストレスチェックの集団分析結果の 活用	・集団分析結果の有効的な活用方法等について指導通知を発出するなど、学校における環境改善を支援する。
不 且		■道教委職員を学校へ派遣	・福利課職員(保健師)を道立学校に派遣し、個々の職員に対して健康相談を実施する。
	(7)管理職を対象としたマネジ メント研修の実施	■管理職向けチェックリストの作成 管理職に対する新たな資料等の作成	・管理職員を対象としたストレスマネジメント研修や一般教職員を対象に自己理解を深める目的で新たな研修資料等を作成する。 ・管理職員に対して、リスクマネジメントに関する優れた取組について情報提供をする。
	(8)相談窓口(教師用)の活用 促進	■「心の健康総合相談室」の活用	・教職員からのSOSを受け止めるため、相談窓口としての利用促進に向けた啓発を進める。
4 児童生徒への働きかけ	(9)不祥事の早期発見	■スクールセクハラ等アンケート調査の 実施	・教職員の児童生徒への不適切な行為について児童生徒及び保護者を対象に調査を実施する。
		■児童生徒向け相談窓口の活用	・「子ども相談支援センター」「ライン相談」「こころの電話相談」「北海道いのちの電話」「SACRACH」等既存の相談窓口について周知を図る。
	(10)児童生徒への啓発	■啓発資料(リーフレット)の作成及び 活用	・児童生徒の成長に合わせて、性的被害について教えていくために、今までの性教育とは違った観点として、自分の人権を 守るという視点で、それぞれの発達段階に応じた啓発資料を作成する。
5 児童生徒への接 し方に関する指 導		■教職員と児童生徒の連絡手段について 校内規定整備の促進	・SNSは有効なツールだが、危険性があることを事故に至った具体の内容を伝えるなどして、教職員に対する指導を強化していく。また、児童生徒に対しても同様に周知する方法について検討していく。
	(12)児童生徒理解の促進	■児童生徒対応に係る校内研修、個別指 導の実施	・児童生徒の心の問題や家庭環境に係るプライベートな相談について、一人で相談を受けることにより、児童生徒との距離 感を誤り、恋愛感情が生まれやすいことについて、研修等を通じて教職員の一層の理解を促す。
6 学校単位での取 組	(13)セクハラ等相談窓口の整備	■児童生徒が性被害から自ら守る取組と して校内相談体制の構築	・児童生徒のセクハラ等に関する一層の理解とともに、性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行 為を受けた際に相談できる体制を整備・周知し、校内で組織的な対応を図る。
	(14)不祥事防止対策委員会の設 置	■不祥事防止、早期発見に向けた校内体 制の構築	・職員のコンプライアンスの状況を把握し、職員の服務研修を企画実施することにより職員の不祥事を未然に防止するとと もに、法に反する行為があった場合、適切に対応するため不祥事防止委員会(服務規律委員会、校内倫理委員会等)を設 置する。

項	まーとなる取組	主 な 取 組 方 策	内容·目的
7 北海道 委員会の耶	教育 (15)教職員の採用段階における 又組 取組	■面接試験における工夫	・面接試験の評定内容を整理し、倫理観を明示する。面接の際に教育公務員としての倫理観を含めて受験者を評価する。
		■教職員の採用時における経歴等の確認	・採用選考検査の願書に賞罰欄を設けるなど、面接時に、その者の経歴等について十分に確認する。
	(16)教員養成段階における取組	■教員養成大学と連携した出前講座等の 実施	・大学で教職課程を学ぶ際に、教員としての基本的な心構えとして、服務規律や児童生徒との接し方について指導する。
	(17)厳正な懲戒処分	■わいせつ事案の発生状況等を注視し、 必要に応じ処分指針を改正	・不祥事、とりわけわいせつ行為を起こした教員に対して、道教委が定めた懲戒処分の基準に則り厳正な処分を行う。